



総統調第 108 号

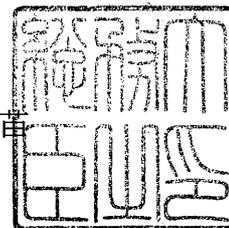
平成 28 年 3 月 22 日

統計委員会委員長

西村 清彦 殿

総務大臣

山本 早苗



諮問第 87 号

就業構造基本調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(平成 19 年就業構造基本調査に係る匿名データの作成について)

今回、総務省は、平成 19 年就業構造基本調査について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 就業構造基本調査について

近年、我が国では雇用形態の多様化による非正規雇用、若年無業者の拡大が顕在化し問題視される一方、少子高齢化に伴う高齢者雇用、女性の就業促進が求められている。

就業構造基本調査では、こうした状況に的確に対応するため、調査を実施する度に調査事項の一部見直しを行うなど、就業及び不就業の実態をより詳細に把握し、国や都道府県などの雇用政策、経済政策など各種行政施策の基礎資料として提供している。

2 平成 19 年就業構造基本調査の匿名データを作成する理由

就業構造基本調査の匿名データについては、過去に答申（諮問第 13 号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」（平成 21 年 3 月 9 日府統委第 22 号））を得ており、平成 4 年、9 年及び 14 年就業構造基本調査の匿名データを作成し、一般の利用に供しているところ。この度、平成 19 年就業構造基本調査についても同様の匿名化手法を用い匿名データを作成するものである。

3 匿名データの作成方法の概要

適用する匿名化措置は、以下のとおりである。

- ・元の統計調査のレコード全てを匿名データに用いるのではなく、それに間引きを施したものを用いる（レコードのリサンプリング）。
- ・直接的な識別情報は、レコードから全面的に削除する。また、レコードの配列順が意味を成さないように、無作為に並べ替えを行う（識別情報の削除等）。
- ・発生頻度の低いレコード又は特徴的な値があるレコードを含む世帯を削除する（裾切りによるレコード削除）。
- ・極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにする（トップコーディング）。
- ・分類区分の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする（リコーディング）。

4 匿名データの作成方法の主な変更点

平成 19 年就業構造基本調査で新規に把握された項目及び調査事項の選択肢等が変更された項目については、原則として、匿名化手法を用いずそのまま提供する。ただし、「初職に就いた年齢」は提供しない。

平成 19 年就業構造基本調査に係る匿名データの作成方法（案）

1 基本的な考え方

平成 4 年、9 年及び 14 年就業構造基本調査に係る匿名データの作成方法に準拠した秘匿措置を講じて作成、提供する。ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

平成 4 年、9 年及び 14 年就業構造基本調査に係る匿名データと同様に、以下の匿名データを作成する。

調査本体の 標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
約 100 万人	80%	約 80 万人

匿名データの審査表

統計調査名： 就業構造基本調査		平成14年 (ベース年次)	平成19年 (追加年次)	変更理由・備考
母集団情報		平成12年国勢調査 調査区名簿	平成17年国勢調査 調査区名簿	
リサンプリング		世帯単位で無作為抽出 (80%)	同左	
世帯識別情報の匿名化		世帯人員8人以上の世帯を削除 三つ子以上がいる世帯を削除	同左	
ノイズやスワッピング処理		なし	同左	
世帯・個人を特定できる外部の情報の有無		なし	同左	
データの並べ替え		同一世帯の世帯員は世帯員番号順を 保ったまま世帯順はランダムに並び替え	同左	
提供項目等		○:そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない 注)「斜体」は調査事項の選択肢のうち変更された部分を示す。		
都道府県・市区町村番号		×	×	地理的情報
3大都市圏か否か		○ 市区町村を統合して作成	○ 同左	地理的情報
調査区符号		×	×	地理的情報
世帯番号		×	×	
世帯員番号		○	○	
15歳以上の世帯員について	男女	○	○	
	配偶関係	○ 「配偶者なし」	○ 「未婚」、「死別・離別」に分割	調査事項の選択肢の変更
	世帯主との続柄	○	○	
	年齢	▲ 調査項目「出生の年月」を「年齢」に換算して提供 15～84歳は5歳階級 85歳以上はトップコーディング	▲ 同左	
	教育	○ 「短大・高専」 「大学・大学院」	○ 「専門学校」、「短大・高専」に分割 「大学」、「大学院」に分割	調査事項の選択肢の変更
	1年前の常住地	調査なし	○	新規調査項目
	転居前の都道府県名	調査なし	×	新規調査項目
	居住開始の時期	○	調査なし	廃止調査項目
	転居前の居住地	▲ 都道府県名は提供しない(「同じ都道府県内の別の市区町村」、「他の都道府県」等の7区分で提供)	調査なし	廃止調査項目
	転居理由	○	調査なし	廃止調査項目
	ふだんの就業状態	○	○	
	職業訓練・自己啓発の有無	調査なし	○	新規調査項目
	職業訓練・自己啓発の内容	調査なし	○	新規調査項目
	9月末1週間の就業状態	○ 「仕事を休んでいた」 「家事」	○ 「病気・けがのため」、「育児のため」、「家族の介護・看護のため」、「休暇のため」、「その他」に分割 「育児」、「家族の介護・看護」、「育児・介護・看護以外」に分割	調査事項の選択肢の変更
	有業者について	従業上の地位	○	○
雇用形態		○ 「契約社員・嘱託」	○ 「契約社員」、「嘱託」に分割	調査事項の選択肢の変更
起業の有無		調査なし	○	新規調査項目
経営組織		○ 「合名会社・合資会社」、「有限会社」、「株式会社・相互会社」	○ 「合名会社・合資会社・合同会社」、「株式会社、相互会社(有限会社を含む)」に変更	調査事項の選択肢の変更
産業		▲ 報告書の「詳細区分」から統合してリコーディング	▲ 同左	
職業		○ 報告書の「詳細区分」を提供	▲ 同左	報告書の変更により▲に変更。提供内容は前回同様
従業者規模		○ 「1～4人」	○ 「1人」、「2～4人」に分割	調査事項の選択肢の変更
年間就業日数		○ 「250日以上」	○ 「250～299日」、「300日以上」に分割	調査事項の選択肢の変更
就業の規則性		○	○	
週間就業時間		○ 「60時間以上」	○ 「60～64時間」、「65時間以上」に分割	調査事項の選択肢の変更

		平成14年 (ベース年次)	平成19年 (追加年次)	変更理由・備考	
提供項目等		○:そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない 注)「斜体」は調査事項の選択肢のうち変更された部分を示す。			
有業者について (つづき)	個人所得	○	○		
	就業希望意識	○	○		
	就業時間希望	○	○		
	転職希望理由	○	○		
	希望する仕事の形態	○	「パート・アルバイト・契約社員」 「自営業」	「パート・アルバイト」、「契約社員」に分割 「自分で事業を起こしたい」、「家業を継ぎたい」に分割	調査事項の選択肢の変更
	求職活動の有無	○	○		
	就業開始時期	○	○		
	就業理由	○	○		
	副業の有無、従業上の地位	○	○		
	副業の産業	▲	報告書の「詳細区分」から統合してリコーディング	報告書の「大分類」を提供	報告書の変更により○に変更。提供内容は前回同様
	1年前の就業状態	○	○		
	前職の有無	○	○		
	就業希望の有無	○	○		
	就業希望理由	○	○		
希望する仕事の種類	○	○			
無業者について	希望する仕事の形態	○	「パート・アルバイト・契約社員」 「自営業」	「パート・アルバイト」、「契約社員」に分割 「自分で事業を起こしたい」、「家業を継ぎたい」に分割	調査事項の選択肢の変更
	求職活動の有無	○	○		
	非求職理由	○	「家事・育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」	「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」に変更 「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」を追加	調査事項の選択肢の変更
	求職期間	○	○		
	就業希望時期	○	○		
	非就業希望理由		調査なし	○	新規調査項目
	1年前の就業状態	○	○		
	就業経験の有無	○	○		
	離職時期	○	○		
	離職期間	○	○		
	離職理由	○	「定年又は雇用契約の満了のため」	「定年のため」、「雇用契約の満了のため」に分割	調査事項の選択肢の変更
	従業上の地位	○	○		
	雇用形態	○	「契約社員・嘱託」	「契約社員」、「嘱託」に分割	調査事項の選択肢の変更
	産業	▲	報告書の「詳細区分」から統合してリコーディング	報告書の「大分類」を提供	報告書の変更により○に変更。提供内容は前回同様
職業	○	○			
従業者規模	○	「1~4人」	「1人」、「2~4人」に分割	調査事項の選択肢の変更	
継続就業期間	○	○			
初職と現職等との関係		調査なし	○	新規調査項目	
初職に就いた時期		調査なし	○	新規調査項目	
初職に就いた年齢		調査なし	×	調査項目「出生の年月」と「初職に就いた時期」から換算 新規調査項目	
初職の従業上の地位・雇用形態		調査なし	○	新規調査項目	
世帯について	15歳以上世帯人員	○	○		
	15歳未満世帯人員	○	○		
	年齢別15歳未満世帯人員	○	○		
	世帯の収入の種類	○	○		
	世帯所得	○	「1500万円以上」	「1500~1999万円」、「2000万円以上」に分割	調査事項の選択肢の変更

(注1) 初めて匿名データを作成する統計調査の場合は、「追加年次」欄は使用しない。

(注2) 別紙様式第1号の記載例を参考に必要な事項を記載し欄を追加する。

平成19年就業構造基本調査の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、昭和31年の第1回調査以来ほぼ3年ごとに実施、57年以降は5年ごとに実施されている。

2 調査の時期

調査は、平成19年10月1日現在で行った。

3 調査の法的根拠

この調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査(指定統計第87号)で、就業構造基本調査規則(昭和57年総理府令第25号)に基づいて実施した。

4 調査の対象

平成17年国勢調査調査区から約3万調査区を選定し、その調査区内から選定された約45万世帯に居住する15歳以上の世帯員約100万人を対象とした。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

ア 外国の外交団、領事団(随員やその家族を含む。)

イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者

オ 少年院、婦人補導院の在院者

5 調査の方法

この調査は、総務大臣(統計局長)－都道府県知事－市町村長－統計調査員(指導員)－統計調査員(調査員)－調査世帯の流れにより行った。

調査は、都道府県知事により任命された統計調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、世帯員に関する事項は世帯員各人が記入し、世帯に関する事項は世帯主が記入した。

6 集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計した。

調査の結果は、インターネット等で公表した。